



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
705号 2018年4月10日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

負担は重く介護は軽く

介護保険と生活援助の改悪

第1回定例会一般質問 ②-A

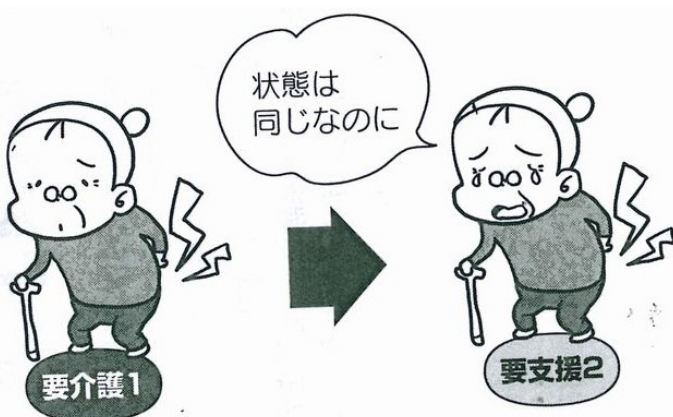
杉森議員は3月7日、牛久市議会第1回定例会で、①原子力災害時における広域避難に関する協定、②介護保険制度と生活援助の改定、について一般質問した。今号では②のAを掲載する。

ケアプランは誰のもの？

【杉森議員の質問】2018年は、介護保険制度の見直しの年に当たります。2017年5月26日に介護保険法改正案は参議院で可決成立しました。本年1月17日には、社会保障審議会介護給付費分科会で、第7期（2018～2020年度）の介護報酬改定の審議報告がなされました。その中で特に、生活援助の改定などに問題ありとして、本年2月13日に「国会集会 介護報酬改定 ケアプランは誰のもの？」が開催されました。その内容は牛久市と牛久市民にとっても切実な問題であると考えられますので、そこで採択された要望書等に関連して質問いたします。

生活援助の質量低下

介護保険制度は2000年の成立以来、3年に一度の「改正」で、負担は重く介護サービス



旧優生保護法による避妊強制

国家賠償求める

意見書

3月の第1回定例会で、杉森議員は「旧優生保護法下において避妊を強制された、被害者に対する謝罪と賠償等を求める意見書」を提案し、全会一致で可決した。要旨は以下の通り。

1948年から半世紀近く続いた旧優生保護法下で、知的障がいなどを理由に不妊手術を強制された宮城県60代女性が本年1月30日、個人の尊厳や自己決定権を保障する憲法に違反するとして、国家賠償を求めて仙台地裁に提訴した。

戦後成立した旧優生保護法（1948～96年）は、**ナチス・ドイツの優生思想**に基づく「断種法」をモデルとした国民優生法を前身とするもので、国民優生法さえ認めなかった強制不妊手術を可能とした優生保護法は、強制手術の対象として**知的障がいだけでなく難聴、ろう、色盲など20以上の疾患**を定めており、不妊手術は男女合わせて1万6500人を超えたが、国への提訴は今回が初めてである。過去に同様の手術が行われたドイツやスウェーデンでは、国が謝罪し、補償を行っている。牛久市議会は、国及び関係機関に対し、被害者へ早急に以下の措置を講じられることを強く要望する。

- 一. 国と関係機関は**真摯に謝罪**すること。
- 二. 国は**誠意をもって賠償**すること。
- 三. 国は責任をもって**相談窓口の設置を含む救済制度を整備**するとともに、必要な**情報提供**をすること。



は軽くなり続け、介護現場はその度に振り回されてきたといわれます。2014年に成立・交付された改正介護保険法を含む

「医療介護総合確保推進法」で、予防給付のうち訪問介護、通所介護の2つのサービスが、介護保険による給付サービスから、市区町村による総合事業に移行しました。このうち、訪問介護は「生活援助」と「身体介護」が一体的に提供されるものですが、今回、政府は訪問介護を身体介護に重点化しようとしており、生活援助の質と量の低下が問題となっています。そこで今回の一般質問では、主に生活援助の問題について取り上げます。

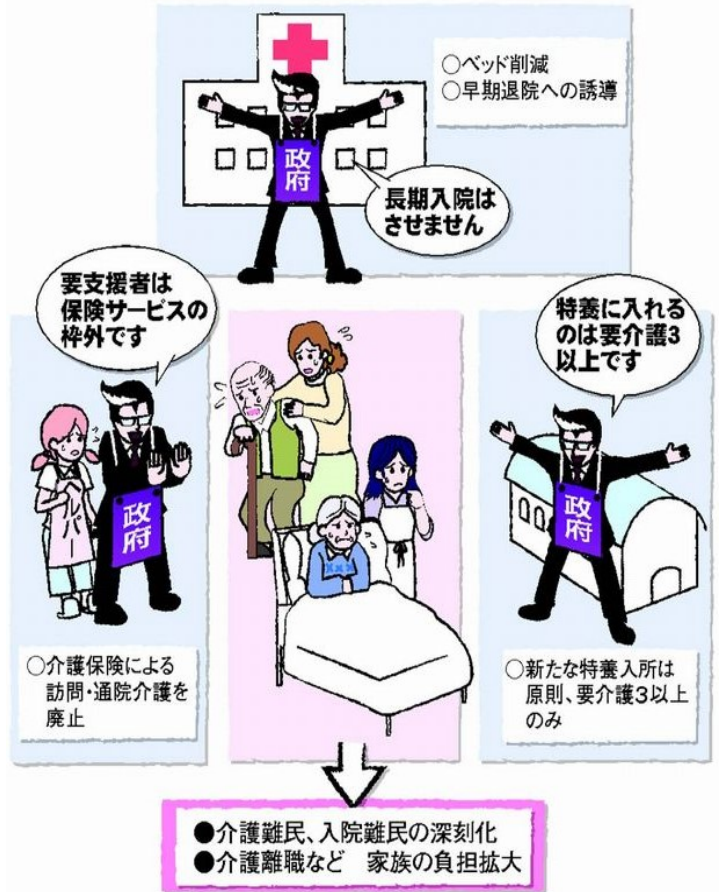
ヘルパーの任用条件緩和

最初に、ホームヘルパー（訪問介護員）の「生活援助」の水準を維持してください、という要望に関して、つまり、質の低下への懸念について伺います。要介護の認定者の在宅生活を支える生活援助について、生活援助ヘルパーを新設し、任用条件を大幅に緩和することが示されました。

介護が必要になる主な原因は認知症がトップになりましたが、体力面はもちろんのこと、記憶や判断がおぼつかなくなった認定者の在宅生活を支えるには、ゴミを捨てるという行為ひとつにしても、利用者に「盗まれた」、「持っていかれた」と思われてはいけない熟練した技術が求められます。

研修の時間・内容短縮

これまで、ホームヘルパーには初任者研修の修了者が従事し、在宅介護を支えてきましたが、「新研修」は研修の時間と内容を短縮し、同時に介護報酬を引き下げることが想定されています。それらは、「生活援助」の水準を下げることにつながりかねません、との



懸念が出されています。研修の時間は現行の130時間を50時間程度に減らすことを想定しているとも言われています。もっとも要支援の方々に対しては、川崎市では総合事業での研修は半日、八王子市では10時間だそうです。総合事業、生活援助に、研修など不要とでも言っているかのようです。現在の研修時間は余分なのか、ホームヘルパーの質は保てるのか、牛久市の考え方、どのように対応しようとしているのか、時間数も含めお尋ねします。

経営の安定化?

【保健福祉部次長の答弁】現在の訪問介護員の要件である130時間の研修受講時間が、生活援助に特化した新しい研修は約半分の59時間とされました。このように生活援助中心型の担い手の拡大により多様な人材の参入を促す改正の影響としては、ある市内訪問介護事業所によると、生活援助中心型の利用者を多く抱えているため、新しい研修修了者を採用できれば、現在のホームヘルパーを身体介護中心の利用者へ派遣できるので経営の安定につながるかもしれないという期待の声があります。